

指定通所介護／第一号事業通所介護

村田町デイサービスセンター 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(宮城県指定0472200195号)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護及び第一号通所介護サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人柏松会
- (2) 所在地 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ケ戸17番5号
- (3) 電話番号 0224-83-5753
- (4) 代表者氏名 理事長 早坂椒子
- (5) 設立年月日 昭和62年9月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定通所介護（第一号通所介護）事業所
- (2) 施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、可能なかぎり居宅における生活の継続を念頭に置き、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づく日常生活上の介護及び個別機能訓練等を適切に行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の介護負担の軽減を図るサービスの提供を行う。
- (3) 施設の方針 クレド・信条、ケアの方針10か条 ※8ページをご覧ください。
- (4) 施設の名称 村田町デイサービスセンター
- (5) 所在地 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ケ戸17番5号
- (6) 電話番号 0224-83-4637
- (7) 管理者氏名 渡邊雪子
- (8) 開設年月日 平成2年3月1日
- (9) 利用定員 30名

3. 施設の概要

- (1) 敷地面積 258.610㎡
- (2) 延床面積 247.860㎡
- (3) 建物の構造 鉄筋コンクリート平屋建（耐火構造）
- (4) 併設事業
 - ① 介護老人福祉施設 定員50名 宮城県指定0472200120号
 - ② 介護予防／短期入所生活介護 定員10名 宮城県指定0472200120号
 - ③ 居宅介護支援 宮城県指定0472200013号
 - ④ 地域密着型介護老人福祉施設 定員29名 宮城県指定0492200100号

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
① 食堂・機能訓練室	1室	71.572m ²
② 休憩室	1室	22.775m ²
③ 静養室	1室	38.405m ²
③ 相談室	1室	11.400m ²
④ トイレ	3室	12.581m ²

5. 職員の配置状況

(1) 職員の配置状況

職 種	常 勤	非常勤	指定基準	保有資格
① 管理者	1名		1名	介護支援専門員等
② 生活相談員	1名			介護福祉士等
③ 介護職員	5名	2名		介護福祉士等
④ 看護職員	1名		1名	看護師、准看護師
⑤ 機能訓練指導員	(1名)		(1名)	(看護師兼務)
⑥ 運転業務員	1名	1名		

(2) 職務内容

① 管理者

職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

② 生活相談員

利用申込みに関する調整、利用者・家族に対する相談援助等を行います。

③ 介護職員

利用者の食事、入浴、排泄等の介護、日常生活の支援等を行います。

④ 看護職員

利用者の看護、診療補助、健康管理、医療処置等を行います。

⑤ 機能訓練指導員

利用者の心身機能の維持、改善を目的とした機能訓練指導を行います。

⑥ 運転業務員

送迎運転業務、施設の営繕等を行います。

(3) 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制		備 考
① 管理者	日勤	8:30～17:30	
② 生活相談員	日勤	8:30～17:30	
③ 介護職員	日勤	8:30～17:30	
④ 看護職員	日勤	8:30～17:30	
⑤ 機能訓練指導員			
⑥ 運転業務員	日勤	8:30～17:30	

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| ① 利用料金が介護保険から給付される場合
② 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付対象になるサービス

以下のサービスについては、食材料費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

① 通所介護計画書の作成

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、ご契約者の意向や心身の状況等を確認しながら援助目標に応じて具体的なサービス内容を記載した通所介護計画書（第一号通所事業計画書）を作成します。

② 食事の提供

管理栄養士の立てる献立表により栄養ならびに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また心身の状況に応じた適切な方法を検討し、食事の自立について支援を行います。

③ 入浴

入浴または清拭の援助を随時行います。寝たきり状態の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます（特殊浴槽、中間浴槽があります）。

④ 排せつの介助

心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行います。おむつを使用せざるを得ない場合も、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えます。

⑤ 機能訓練

ご契約者の能力に応じて集団的に行うレクリエーションや軽体操、認知症予防のための創作活動等を行います。また、座位保持や立ち上がり、歩行等の日常生活動作能力の維持を目的にした援助を行います。

※ 提供したサービスの記録については、ご希望により開示致します。

(2) サービス利用料金

別紙料金表により、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、昼食費（食材料費）をお支払いください。

① 償還払い

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

② 給付額の変更

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(3) (1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 日常生活上必要となる諸費用の実費（生活雑貨、衣類、おやつ等）

② 個別の余暇活動の材料代等の実費、外出時の諸費用の実費

③ 複写物の交付（1枚につき10円）

※ 事業所が標準的に使用する紙オムツ、寝具、車いす等の資材は介護保険の費用に含まれるので自己負担はありません。ただし、事業所が使用していない介護材料を個人でお求めの場合、その費用は自己負担（実費）になります。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1カ月ごとに計算し、翌月15日までに請求いたしますので、ご契約者はこれを翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 口座振替（自動引き落とし）※

② 指定口座への振込

③ 施設窓口での現金支払い

※ 七十七銀行のみの取り扱いになります。

(5) 予定された利用を中止した当日の利用料

ご契約者の心身の状況（体調変化等）により予定された利用を中止した場合、その日の利用料は以下の基準を目安として算定します。

① 2時間未満で中止	原則として食材料費（650円）のみ算定
② 昼食提供前に中止	原則として食材料費（650円）のみ算定
③ 昼食提供後に中止	利用3時間未満の場合は①②に同じ
④ 昼食提供後に中止	3時間以上4時間未満または4時間以上5時間未満で算定
⑤ 午後入浴前に中止	5時間以上6時間未満または6時間以上7時間未満で算定
⑥ 午後入浴後に中止	通常料金

7. サービス利用中の医療対応

サービス利用中のご契約者に対する医療対応は、原則として以下のとおりになりますのでご注意ください。

(1) 怪我等の処置

ご契約者が利用中に怪我をされ、その怪我が軽傷で受診を要しないと判断できる場合は、看護師が応急処置で対応し、経過を観察します（怪我の状況によりすぐにご家族に連絡するか、利用終了時に報告するかを判断します）。

受診を要すると判断した怪我の場合は、身体の安全確保など必要な処置を講ずるとともに、速やかにご家族に連絡し、受診を要請します。

(2) 看護ケア・状態観察

ご契約者に微熱等の軽度の体調不良や急変の可能性が低いと判断できる程度の体調変化がある場合は、適宜水分補給等の必要なケアで対応し、経過を観察します。ただし、ご契約者の病歴や症状、利用前の体調、感染症の流行状況等から総合的にみて受診を要すると判断した場合は、速やかにご家族に連絡し、受診を要請します。

(3) 受診の要請

ご契約者に高熱や嘔吐等の著明な体調不良がみられ、また疾病による急激な悪化が予測される場合は、速やかにご家族に連絡し、受診を要請します。受診後は原則、そ

の日のサービスはいったん中止になりますが、体調が回復次第、以降のご予定のサービスは通常どおりご利用いただけます。

(4) 救急車要請・救急搬送

ご契約者の体調が急変し、血圧の低下や呼吸異常、意識消失等の症状がある場合は速やかに救急車の出動を要請し、ご家族に連絡します。救急病院に搬送後はその日のサービスはいったん中止になりますが、体調が回復次第、以降のご予定のサービスは通常どおりご利用いただけます。

8. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたり、他の利用者との共同利用の場として、安全性、快適性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持込みの制限

食中毒予防の観点から食品の持ち込みはご遠慮ください。また紛失の恐れのある貴重品や現金の持ち込みも原則お断りしています（持ち込む場合は小銭程度の少額でお願いします）。また、ナイフや包丁等の刃物類、ライター等の火気類、誤飲のおそれのある薬品類（漂白剤等）、その他危険物も持ち込みできません。

(2) 喫煙

建物内は全館禁煙です。

9. 事故発生時の対応

事故発生時には救急搬送の要請など、ご契約者の生命・身体安全確保を最優先に対応するとともに、速やかにご家族に連絡します。また事故の内容によって保険者や関係機関に報告します。

10. 身体拘束の禁止

当事業所では、ご契約者の身体拘束や抑制等の行為を原則禁止しており、ご利用前に拘束が行われていた場合でもご利用中は拘束を解除しますのでご了解ください。

ただし、拘束や抑制を施さないことによって、ご契約者本人または他の利用者の生命が危険にさらされる可能性が著しく高く、かつ他に代替できる介護・看護方法がない場合にかぎり、やむを得ず一時的に最小限の身体拘束を行う場合があります。その場合にはご契約者の身体の状態や実施期間、やむを得ない理由等を記載した文書をご家族に提示しながら説明し、ご理解・同意をいただいてから実施します。

11. 虐待防止のための取り組み

当事業所は、ご契約者に対する虐待等の防止と尊厳の保持のために、担当者を定めて以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための指針の作成、更新
- ② 職員の人権意識の向上のための定期的な研修の実施
- ③ 虐待防止のための対策等を検討する委員会の設置
- ④ 利用者及びご家族からの苦情相談体制の整備

12. 守秘義務・個人情報保護

(1) 守秘義務

当施設では、サービスを提供する上で知り得たご契約者に関する情報を正当な理由

なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(2) 情報提供の同意

ご契約者やご家族に関する個人情報を医療機関や居宅介護支援事業者等に提供することについて、あらかじめ利用者またはご家族の同意を確認します。

(3) 関係機関への情報提供

ご契約者の健康管理や適切なサービス利用等を目的として、医療機関や居宅介護支援事業者、地方公共団体等にご契約者やご家族に関する個人情報を提供する場合があります。

(4) 個人情報保護

当事業所では「柏松会個人情報保護規程」（プライバシーポリシー）を策定し、ご契約者やご家族に関する個人情報が外部に漏洩することのないよう厳重な情報管理を行っています。そのためご契約者や身元引受人以外の方には（たとえご親戚や友人知人などであっても）原則的にご契約者の個人情報に関する問い合わせには応じることができませんので、ご理解のほどお願い致します。

13. 災害対策、業務継続に向けた取り組み

当事業所では、非常災害やその他の緊急事態の備えとして、必要な防災設備等の自主的な点検を行うとともに、地域の関係機関との連携強化に努め、消防計画等に基づいて年2回以上の防災訓練を行います。

また、感染症のまん延や大規模災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整備するために、業務継続に向けた計画（BCP）等を策定し、定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を行います。

14. ハラスメント防止のための取り組み

当事業所では、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において職員に対するハラスメント（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）の防止のために必要な措置を講じます。

15. 苦情相談の受付体制

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

(1) 苦情相談受付窓口

高橋千恵子 センター主任 電話番号 0224-83-4637
齋藤慎幸 生活相談員 受付時間 8:30～17:30

(2) 苦情解決責任者

渡邊雪子 管理者

(3) 苦情解決第三者委員（柏松会評議員）

小畑正一	NEWS MALL(株)代表取締役社長	電話 090-3960-6780
清野澄子	NP0ふくし@JMIケアマネジャー	電話 0224-52-7752
松村万里子	聖和学園短期大学教授	電話 022-376-8279 (大学)

(4) 行政機関その他の苦情受付機関

介護保険サービスに関する苦情は、市町村の介護保険担当窓口や国民健康保険団体

村田町役場（〒989-1392 ・健康福祉課 ・地域包括支援センター	宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6） 電話 0224-83-4602 電話 0224-83-4613	受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	電話 022-222-7079	受付時間 8:30～17:00
運営適正化委員会 （宮城県社会福祉協議会）	電話 022-716-9674 受付時間 月曜日～金曜日	9:00～17:00

当事業所において事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。ただし、その損害についてご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の心身の状況等を斟酌して相当と認められる場合にかぎり、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

法律に基づき事業所の運営状況等を年1回公表しています（介護サービス情報公表制度）。サービス提供記録等の照会、開示については生活相談員までお問い合わせください。

第三者による評価の実施状況 1 あり **2 なし**

※ お問い合わせ及び見学のお申込みは受付時間内（8:30～17:30）にお願いします。

私は、上記のサービスの利用契約にあたり
職員（職名 氏名 ）から
重要事項について説明を受けたことを確認します。

利用者氏名

家族代表者
身元引受人氏名

施設の方針

クレド・信条

社会福祉法人柏松会は
利用者に最善の利益をもたらす
同時にその尊厳を支えうる
最高のパーソナルサービスを提供することを
もっとも大切な使命と
こころえています
私たちは
利用者一人ひとりの幸せをみつめ
豊かな人生への道のりを整え
生活と生命の質の向上をはかり
真に安らかな日常を実現するために努力し
なおかつ
人間の本質的な権利に基づく自由を保ち
最期まで自律の可能性をあきらめず
個々の人生物語を見届けながら
存在の意味の充足に向かって
ありとある技能 資源 連携の力を尽くして
その与えられた使命を遂行します

ケアの方針10か条

1. 個人の尊厳・ＱＯＬの向上
利用者一人ひとりの個性と歴史を尊重し、疾病や障害のいかんに関わらず尊厳をもって自分らしく自立した生活を保ちつづけることができるように支援します。生活・生命・人生の質の向上に最大限の努力をします。
2. 身体拘束ゼロ・生活リハビリ
利用者の安全に細心の注意を払うと同時に、安全のために自由が拘束されることのないよう最良のサービス提供に努力します。また、生活リハビリを通して、心身機能の低下予防・維持・回復を支援します。
3. 自己決定・ターミナルケア
利用者の自律を尊重し、日常生活のあらゆる場面で利用者が自己決定できるよう支援します。人生の終焉を迎えるにあたって、その人らしい逝き方が選択できるよう家族、医療機関、関係機関との連携のもと本人が望むターミナルを迎えられるよう支援します。
4. 家族、知人友人、地域との繋がり
利用者の生活の継続性、家族・知人友人とのコミュニケーション、コミュニティにおける居場所づくりを大切に、そのつながりが途切れることがないよう最大限努力します。公私の社会資源を動員し、本人が可能なかぎり自分のライフスタイルを保ちつづけることができるように支援します。

5. 権利擁護・苦情解決・代弁

絶えず利用者及びその家族の立場を尊重し、利用者の権利を擁護し、その声を代弁して、深い信頼関係を構築することを目指します。苦情を謙虚に受け止め、迅速に解決・報告するとともに、意見・要望を積極的に取り入れてサービスの質の向上に努力します。

6. 守秘義務

利用者及び家族のプライバシー保護のため職務上知り得た個人情報の守秘義務を厳守し、個人情報の保護管理を徹底します。その情報が、最良のサービス提供や公共の福祉のために必要な場合は、承認を得たうえで開示します。

7. 傾聴・個別ケア

潜在・顕在を問わず利用者個々の「声」を大切にします。ニーズアセスメントからモニタリングに至るケアマネジメントに基づいたケアプランを作成し、徹底した個別ケアを実践します。

8. サービス評価と情報開示

提供する福祉サービスの質の向上を目指し、定期的な内部評価のみならず公的機関の施設評価、第三者からの評価を真摯に受けとめて改善します。サービスに関する情報公開とアカウントビリティ（説明責任）を徹底します。

9. 専門職としての責務

利用者が安心した生活が送れるよう、職員間の連携のもと、専門的知識・技術に裏づけられた質の高いサービス提供に努めます。そのため、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培うよう最大限努力します。

10. 地域福祉拠点としての役割

地域福祉の拠点として地域社会におけるソーシャル・ネットワークの構築と福祉文化醸成に努めます。

MEMO



社会福祉法人柏松会

村田町デイサービスセンター

〒989-1311 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ヶ戸17番5号

TEL 0224-83-4637

FAX 0224-83-4635